

# 理 由 書

本理由書は、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、坂戸都市計画道路の変更についての理由を示したものです。

## I. 坂戸都市計画区域における位置等

坂戸都市計画区域は、都心から約45km圏、埼玉県の中核部に位置しています。また、坂戸都市計画区域に含まれる土地の区域は、坂戸市及び鶴ヶ島市の行政区域の全域です。

### 【3・3・1号 新熊谷入間線】

本路線は、鶴ヶ島市大字高倉字熊野前を起点とし、坂戸市大字片柳字犬竹町へ至る延長約8.0km、幅員22.25mの幹線街路であり、栃木県足利市を起点として、入間市の国道16号に至る国道407号の一部を構成する路線です。

## II. 変更理由

埼玉県では、本格的な人口減少、超高齢社会の到来等の社会状況の変化を踏まえ、「都市計画道路の検証・見直し指針」（平成25年6月）を定めました。

指針に基づき、幹線街路に該当する都市計画道路の必要性、構造の適正さの再検証を行った結果、3・3・1号新熊谷入間線の立体交差部について、平面交差へ変更するとともに、一部区域を変更し、併せて車線の数を決定するものです。

## III. 変更の内容

名 称	延 長	車線数	幅 員	変更内容
3・3・1号 新熊谷入間線	約7,970m	4車線 (一)	22.25m	・幹線街路川越鶴ヶ島線、鶴ヶ島毛呂山線との交差構造を立体交差から平面交差に変更 ・車線数を決定 ・交差構造の変更に伴う、一部区域の変更

括弧内は変更前を示す。

## IV. 関連する都市計画

本都市計画道路の変更にあわせ、以下の都市計画を変更する予定です。

①道路（鶴ヶ島市決定）